

第4章

目標実現に向けた交通施策及び施策別のプロジェクト

第4章 目標実現に向けた交通施策及び施策別のプロジェクト

4-1 交通施策

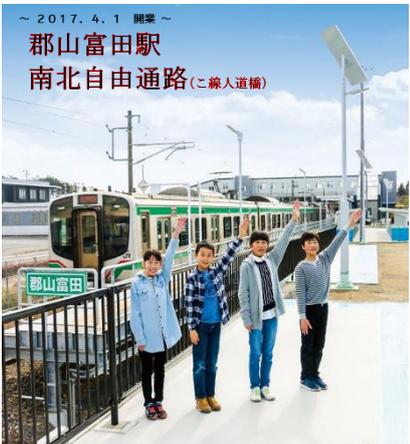
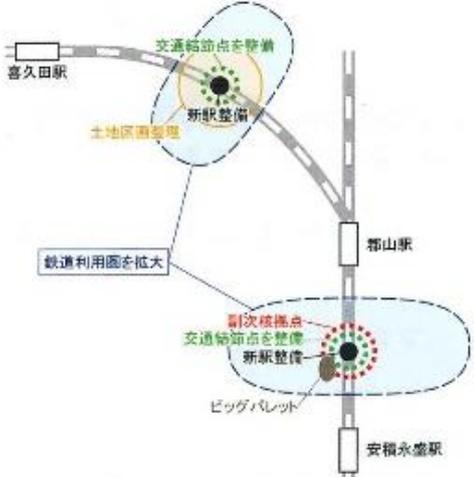
前章で設定した計画の目標の実現に向け、以下のとおり交通施策を定めます。

目 標	交通施策と考え方	
目標1： 公共交通体系づくり	施策1	<p>●<u>交通結節点の機能強化と利便性の高い公共交通ネットワークの形成</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道新駅の設置と駅周辺のまちづくり施策等を進めます。 ・利用者ニーズに応じた公共交通ネットワーク構築を進めます。
	施策2	<p>●<u>地域交通の維持・確保と利用者のサービス向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域特性に応じた利便性の高い公共交通ネットワーク構築を進めます。 ・バリアフリー化を進め、利用者のサービス向上に努めます。
	施策3	<p>●<u>公共交通の利用促進に向けたモビリティ・マネジメントの推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車に依存しない公共交通等への転換を図ります。
目標2： 道路づくり	施策4	<p>●<u>効率的・効果的な道路計画及び整備</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・円滑な自動車移動を図るため、計画的な整備を進めます。
	施策5	<p>●<u>既存の道路施設を利用した魅力的なまちづくりへの活用推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・官民一体となり安全・安心なまち・道路空間づくりに努めます。
目標3： 自転車・歩行空間づくり	施策6	<p>●<u>安全で快適に通行できる自転車・歩行空間の環境整備</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康的に気軽に外出しやすい回遊空間の整備を進めます。
	施策7	<p>●<u>自転車を活用したライフスタイルの推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自転車需要の高まりに合わせ、種々の関連施策を進めます。
目標4： 新たな交通サービスの仕組みづくり	施策8	<p>●<u>新たなモビリティサービスを活用した取組の推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな技術の活用について、積極的に取り組みます。
目標5： 多様な主体の連携まちづくり	施策9	<p>●<u>複数の主体が連携した「共創型交通」の推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な移動手段の活用を図ります。

4-2 個別プロジェクト一覧

	事業No.	プロジェクト
施策 1	1-1	新駅設置（郡山駅～安積永盛駅間）の検討
	1-2	公共交通の乗継強化
	1-3	鉄道駅周辺の交通アクセスの充実・強化
	1-4	路線バスの経路、ダイヤ、バスベイ等の検討
	1-5	パーク&ライド、サイクル&ライド等の検討
	1-6	観光周遊などの観光分野と連携した取組の推進
施策 2	2-1	路線バスの運行確保・充実
	2-2	デマンド型交通の機能強化
	2-3	地域に合った旅客運送サービス導入の検討
	2-4	乗継・待合環境の改善・整備
	2-5	バリアフリー車両の導入促進
施策 3	3-1	高齢者の公共交通利用に関する事業推進
	3-2	福島空港の利活用推進
	3-3	エコ通勤、ノーマイカーデーの推進
	3-4	公共交通利用に関する教育実施
施策 4	4-1	環状道路網を優先した幹線道路の整備促進
	4-2	道路混雑箇所に関する軽減方策の検討
	4-3	長期未着手都市計画道路の見直し検討
施策 5	5-1	公民協奏による居心地が良く歩きたくなる空間の創出
	5-2	公民が連携したバリアフリー化の推進
	5-3	災害に強く快適で歩きやすい無電柱化道路の整備推進
施策 6	6-1	自転車レーン・歩道の整備推進
	6-2	(仮称)郡山市自転車活用推進計画の策定検討
施策 7	7-1	シェアサイクル・レンタサイクル等の事業支援
	7-2	サイクルツーリズムの推進と来訪者への情報発信
施策 8	8-1	MaaSの導入に関する可能性の検討
	8-2	スマートフォンを活用したモビリティサービスの取組推進
	8-3	環境に配慮したモビリティサービスの推進
施策 9	9-1	持続的な移動サービス創出可能性の検討
	9-2	市民・事業者・行政が連携したバリアフリー化の推進

4-3 個別プロジェクト

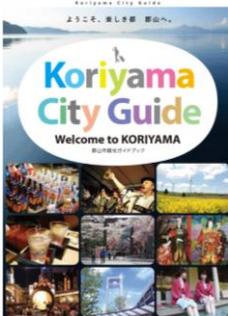
目 標	1 持続的で誰もが利用しやすい公共交通体系づくり
方 針	1 交通結節点の機能強化と利便性の高い公共交通ネットワークの形成
事業No.	1-1 新駅設置（郡山駅～安積永盛駅間）の検討
趣 旨	公共交通の利用促進及び地域の活性化など、安積地区副次地拠点にふさわしい交通結節機能の形成を目指した新駅設置について取り組むものです。
事業内容	<p>◆新駅設置事業（郡山駅～安積永盛駅間）の検討 《行政・事業者》</p> <p>新駅設置は、平成 22（2010）年 1 月策定の「郡山都市圏総合都市交通計画」において、「郡山駅～喜久田駅間」及び「郡山駅～安積永盛駅間」の 2 駅の設置検討が位置付けられ、このうち、「郡山駅～喜久田駅間」は平成 29（2017）年 4 月に「郡山富田駅」として開業が実現しています。</p>  <p>「郡山駅～安積永盛駅間」についても公共交通の利用促進、周辺地域の活性化、高齢者等の移動手手段の確保など、本市都市構造における安積地区副次拠点にふさわしい交通結節機能の形成実現を目指し、関係機関と協議・調整を行いながら新駅設置に向けて検討を進めます。</p>  <p style="text-align: center;">図 新駅設置による利用圏拡大の考え方</p>

目 標	1 持続的で誰もが利用しやすい公共交通体系づくり
方 針	1 交通結節点の機能強化と利便性の高い公共交通ネットワークの形成
事業No.	1-2 公共交通（鉄道、路線バス、高速バス等）の乗継強化
趣 旨	公共交通の利用を促進するため、駅やバスターミナルでの乗り継ぎしやすさの向上を図るものです。
事業内容	<p>◆郡山駅東口の乗継環境の強化 <行政・事業者></p> <p>郡山駅東側に立地する日本大学をはじめ福島県環境創造センター等の教育・研究機関や福島空港等との連携強化及び利用者の利便性の向上を図るため、郡山駅西口に集中する路線バス、高速バス、福島空港リムジンバスの発着や運行について、郡山駅東口への分散利用など関係者等と調整・協議を進めます。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>▼郡山駅西口（バスロータリー付近）</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>▼郡山駅東口</p>  </div> </div> <p>◆東北新幹線及び在来線の路線間乗継強化 <行政・事業者></p> <p>通勤、通学者の利便性の向上、首都圏との地域間交流を促進し、地域の活性化を図るため、新幹線「なすの」号の郡山駅発着便の増便及び「こまち」号、「はやぶさ」号の郡山駅停車など、事業者等と調整・協議を進めます。</p> <p>また、郡山市内の Suica 未導入駅においては、Suica 利用による乗り継ぎ利便性向上のため、導入に向けた調整・協議を進めます。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>▼東北新幹線</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>▼Suica 対応改札（郡山富田駅）</p>  </div> </div>

目 標	1 持続的で誰もが利用しやすい公共交通体系づくり
方 針	1 交通結節点の機能強化と利便性の高い公共交通ネットワークの形成
事業No.	1-3 鉄道駅周辺の交通アクセスの充実・強化
趣 旨	交通と交流により、賑わいをもたらす鉄道駅周辺において、円滑に通行でき、回遊性が高まる安全・安心な交通のアクセス整備を進めるものです。
事業内容	<p>◆安積永盛駅を含む周辺地区のバリアフリー化の検討 <行政・事業者></p> <p>安積永盛駅は、郡山駅に次いで鉄道利用者が多い駅（1日平均利用者数約4,274人/2021年）であり、バリアフリー法第3条の国が定める基本方針（1日平均利用者数が3,000人以上の旅客施設は原則すべてバリアフリー化）に基づき、JR東日本と協議・調整を行い、当駅のバリアフリー化を目指します。</p> <p>また、安積永盛駅の西口広場では、交通結節機能強化の一環として、一般車両や大型車両の送迎スペース等の整備を行いました。今後は、当地域周辺の水災害リスクを踏まえた駅東西の連絡機能の強化など、駅周辺の一体的な整備検討を進めます。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>安積永盛駅（駅舎）</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>安積永盛駅（構内）</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>駅西口広場の整備</p> </div> </div> <p>◆郡山駅西口におけるペDESTリアンデッキの整備の推進 <行政></p> <p>大町土地区画整備事業における「日の出通り線」の整備に伴い、郡山駅との連続性・回遊性の向上、駅前広場との連結強化、歩行者等の安全性・利便性を考慮したペDESTリアンデッキの整備について、周辺住民や関係機関と連携しながら取り組みます。</p>

目 標	1 持続的で誰もが利用しやすい公共交通体系づくり
方 針	1 交通結節点の機能強化と利便性の高い公共交通ネットワークの形成
事業No.	1-4 路線バスの経路、ダイヤ、バスベイ等の検討
趣 旨	地域毎の人口動態や年齢構成、都市構造の変化等を踏まえ、効率的で利便性の高い公共交通サービスが提供できるよう、地域の実情に即したバスネットワークの構築を図るものです。
事業内容	<p>◆路線バスの効率的運行の検討 《行政・市民・事業者》</p> <p>新設道路や商業・医療施設等の立地、大規模な開発行為等の環境変化に応じたバス路線の経路変更、ダイヤの見直しなど、地域の方々や交通事業者と協議・調整しながら効率的な運行サービスについて検討します。</p> <p>また、バス路線の沿線人口等の統計データや利用情報（ODデータ）の把握に努め、交通事業者と連携しながら、長期的な視点に立った持続可能なバス路線再編について検討します。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>◆バス専用レーンやバスベイ等の走行環境向上の検討 《行政・事業者》</p> <p>路線バスの定時性・速達性を向上するため、特に市内の主要な渋滞箇所におけるバス専用レーンの導入、道路整備等と一体となったバスベイの設置について、交通事業者や道路管理者等の関係機関と協議しながら検討します。</p> <p>また、市街地におけるバス停の位置については、利用者ニーズや主要な施設の配置、バス停間の距離等を勘案しながら、改めてバス停の位置や数などについて、交通事業者と連携し検討します。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>▼バス専用レーン（県道 17 号）</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>▼バスベイ（栃本停留所付近）</p>  </div> </div>

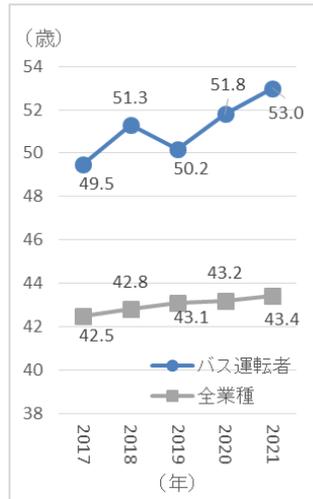
目 標	1 持続的で誰もが利用しやすい公共交通体系づくり
方 針	1 交通結節点の機能強化と利便性の高い公共交通ネットワークの形成
事業No.	1-5 パーク&ライド、サイクル&ライド等の検討
趣 旨	市街地における道路混雑の緩和や公共交通の利用促進などの目的で実施されるパーク&ライド、サイクル&ライドを推進するとともに、それら推進に向けた利用環境の整備を図るものです。
事業内容	<p>◆パーク&ライド、サイクル&ライドの推進</p> <p>「行政・市民（企業）・事業者」</p> <p>パーク&ライド</p>  <p>「大槻営業所」バス停にはバス利用者専用の無料駐車場（20台）が整備されています。大槻営業所と郡山駅前間のバスは、平日で50便以上運行されているのでとても便利です。郡山駅迄の最終バスも23時迄まであります。大槻営業所のパーク&ライドを是非ご利用ください！駐車場もありますよ！</p> <p>平日50往復以上</p> <p>郡山駅</p> <p>※パーク&ライド、サイクル&ライド： ⇒通勤等の際に、自宅から最寄り駅まで自動車や自転車を使用し、公共交通機関に乗り換えて勤務先や目的地に向かう交通行動です。</p>  <p>事業所 ← (乗継ぎ拠点) 例：駅 ← 家</p> <p>本市では、市内の11鉄道駅周辺において、自転車等駐車を設置しており、今後も施設の維持及び利用促進に向けた周知に努め、利用しやすいサービス提供を継続するとともに、駅やバス停など、周辺の民間事業者等にもこれら趣旨を説明しながら、駐車場や駐輪場の使用協力を促すなど、公民連携によりパーク&ライド、サイクル&ライドを推進していきます。</p>

目 標	1 持続的で誰もが利用しやすい公共交通体系づくり
方 針	1 交通結節点の機能強化と利便性の高い公共交通ネットワークの形成
事業No.	1-6 観光周遊などの観光分野と連携した取組の推進
趣 旨	地域経済の活性化、交流人口や関係人口の創出・拡大を図るため、近隣市町村との連携により、観光資源と連動した交通アクセス環境の充実等に取り組むものです。
事業内容	<p>◆来訪者へのわかりやすい道案内の取組の推進 《行政・事業者》</p> <p>観光案内ガイドブックやパンフレット等と連携したわかりやすい道案内の取組を推進します。また、スマートフォンアプリやウェブサイトを活用した観光情報と観光地への交通手段など、一体的に提供する方策について、関係者等と連携し、取組を推進します。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>▼郡山市観光案内ガイドブック</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>▼仙台 MaaS</p>  <p>出典：仙台市ウェブサイト</p> </div> </div> <p>◆周遊型観光コースと連携した交通手段等の検討 《行政・事業者》</p> <p>周遊型観光コースに合わせ、観光地を結ぶ周遊バスやデマンド型交通などの交通手段及びそれらの乗車券と観光地の入場券を一体化した企画乗車券の販売の検討などについて、関係者等と連携し、取組を推進します。</p> <div style="text-align: center;"> <p>▼まちなか周遊バス「あかべえ」(会津若松市)</p>  <p>出典：ウェブサイト 会津若松観光ナビ</p> </div>

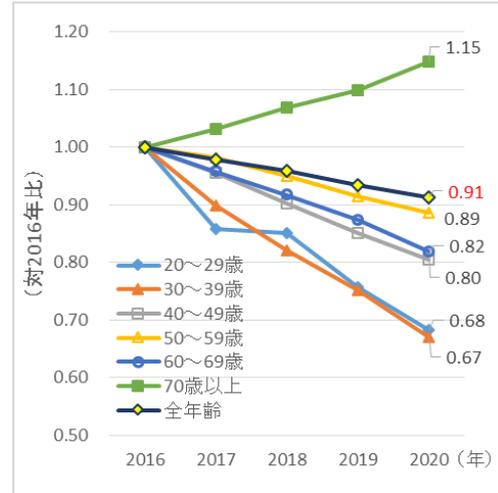
目 標	1 持続的で誰もが利用しやすい公共交通体系づくり																					
方 針	2 地域交通の維持・確保と利用者のサービス向上																					
事業No.	2-1 路線バスの運行確保・充実																					
趣 旨	自動車利用が困難となる方々の増加が予測され、市民生活の足として欠かせない路線バスの確保・維持・充実について、公民協奏により取り組むものです。																					
事業内容	<p>◆路線バスの運行補助等の支援 《行政・事業者》</p> <p>重要な拠点間を結ぶ路線や地域間幹線路線など、生活の足として重要な路線は、事業者単独での維持が困難であり、他の交通機関への切り替えも含めて、費用対効果、バス路線の最適化について、事業者と検証し、路線見直しを図った上で、赤字バス路線を対象とした運行補助を行います。</p> <div style="text-align: center;">  <table border="1"> <caption>路線バス 赤字路線への運行補助額及び補助路線推移</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>補助金額 (千円)</th> <th>補助路線数 (系統)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2016年</td> <td>148,566</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>2017年</td> <td>159,852</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>2018年</td> <td>178,154</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>2019年</td> <td>187,196</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>2020年</td> <td>185,599</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>2021年</td> <td>139,529</td> <td>17</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：郡山市資料</p> </div> <p>◆路線バスをみんなで支える取組体制の整備検討 《行政・市民・事業者》</p> <p>公共交通を支えていく機運を高めていくため、公共交通に関する課題や今後の方策など、公民協奏により、検討及び協議する場を立ち上げ、協働で検討します。</p> <p>併せて、市のウェブサイトや広報誌等により、公共交通の現状や取組について情報発信していきます。</p> <div style="text-align: right;">  </div>	年	補助金額 (千円)	補助路線数 (系統)	2016年	148,566	30	2017年	159,852	30	2018年	178,154	31	2019年	187,196	28	2020年	185,599	25	2021年	139,529	17
年	補助金額 (千円)	補助路線数 (系統)																				
2016年	148,566	30																				
2017年	159,852	30																				
2018年	178,154	31																				
2019年	187,196	28																				
2020年	185,599	25																				
2021年	139,529	17																				

◆公共交通の担い手確保の支援 《行政・事業者》

地域交通網の担い手である路線バス運転手については、高齢化や人手不足が深刻であり、バス路線維持の大きな課題となっています。このため、交通事業者の人材確保を支援するために、人材募集・採用活動への協力・支援を行います。



●バス運転者の平均年齢



●福島県の大型第二種免許保有者数の推移

出典 福島県警察本部 交通白書

◆路線バス関連のDX化の推進 《事業者》

本市で路線バスを運行する「福島交通㈱」及び「会津乗合自動車㈱」は、既にバスロケーションシステムを導入しているところです。

近年、キャッシュレス決済やMa a S、A I等の技術が進展しており、利用者の利便性や交通事業者の生産性の向上が図られるよう、地域に合ったサービスの提供について、交通事業者と連携し検討していきます。



目 標	1 持続的で誰もが利用しやすい公共交通体系づくり
方 針	2 地域交通の維持・確保と利用者のサービス向上
事業No.	2-2 デマンド型交通の機能強化
趣 旨	本市の持続的な公共交通ネットワーク構築に向け、デマンド型交通の機能強化を検討し、さらなる利便性の向上を図るものです。
事業内容	<p>◆乗合タクシーの運行改善・強化の検討 《行政・市民・事業者》</p> <p>乗合タクシーの利便性向上に向け、アンケート等により利用者や住民等の意見を集約するとともに、既存の交通機関（鉄道、路線バス、タクシー）との役割分担を考慮し、乗合タクシーにおける目的地や運行時間等、運行内容について、交通事業者と協議・調整を行いながら、改善・強化を図ります。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 200px;"> <p><改善の具体例></p> <p>○既存の乗合タクシーの予約時間の申込締切を、R4.1.1から改正し、午後の便を利用しやすくしました。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px;"> <p>【事前予約制】</p> <p>予約方法が便利になりました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・13:00までの便 →前日17:00まで ・13:00からの便 →当日12:00まで <p>に電話予約!</p> </div> </div> <p>◆タクシー関連のDX化の推進 《事業者》</p> <p>キャッシュレス決済やMa a S、AI等の技術が進展しており、利用者の利便性及び交通事業者の生産性の向上に向け、乗合タクシーにおける予約や配車等が、スマートフォン専用アプリなどにより対応可能なシステム導入について、交通事業者と連携し検討していきます。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-start;"> <div style="width: 45%;"> <p><イメージ></p> <p>「かわまる（デマンド型交通）のインターネット予約マニュアル」（川越市） https://www.city.kawagoe.saitama.jp/smph/kurashi/kotsudorokasen/train_bus/DemandRT/webreserve.html</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>① コンビニクルの使い方</p>  <p>【ログイン画面】 交通政策課から交付されたログインIDとパスワードを入力した後、ログインボタンを押します。なお、パスワードを5回間違えると、10分間ロックがかかります。</p> <p>【初回】 ログイン後の画面で右上隅に表示される「MENU」ボタンを押して、メニューを開き、「パスワード変更」ボタンを押して、必要に応じて初期設定のパスワードから、ご自身で考えたパスワードに変更してください。</p> </div> </div>

目 標	1 持続的で誰もが利用しやすい公共交通体系づくり
方 針	2 地域交通の維持・確保と利用者のサービス向上
事業No.	2-3 地域に合った旅客運送サービス導入の検討
趣 旨	路線バスの運行又は乗合タクシー等の導入が困難な地域において、持続的な旅客運送サービスの導入可能性について検討するものです。
事業内容	<p>◆路線バスに代わる移動手段の検討 《行政・市民・事業者》</p> <p>利用者の減少等により、路線バス運行が困難となる地域において、住民の移動手段を確保するため、現在、10 地区 11 エリアで乗合タクシーを運行しています。これら以外の交通空白地区等においても、乗合タクシーを含め、地域の実情に合った持続可能な旅客運送サービスの導入について、住民や交通事業者と連携し検討していきます。</p>  <p>◆湖南地区における移動手段の検討 《行政・市民・事業者》</p> <p>湖南地区については、高齢化率が高く、バス利用者も減少している一方、路線バスは、湖南小中学校や湖南高校の生徒の通学には欠かせない移動手段となっています。このため、湖南地区における路線バスの維持・確保に向け、交通事業者と協議を行い、地区内を起終点とする路線に限り、利用料金の上限を1回500円とする制度を運用しています。</p> <p>湖南地区は、利用状況から大量輸送のバス車両が適し、乗合タクシーの導入は困難と考えられているため、移動手段の維持・確保は、引き続き、現行制度を運用しながら、今後、地域の実情に合った持続可能な旅客運送サービスについて、住民や交通事業者と連携し検討していきます。</p> <p>▼H28 年度実証運行（湖南地区）</p> 

目 標	1 持続的で誰もが利用しやすい公共交通体系づくり
方 針	2 地域交通の維持・確保と利用者のサービス向上
事業No.	2-4 乗継・待合環境の改善・整備
趣 旨	公共交通の利用を促進するため、悪天候や長時間の待合時においても、利用者が安心して快適に利用できる乗継・待合環境の整備に取り組むものです。
事業内容	<p>◆停留所への上屋・ベンチの設置検討 《市民（企業）・事業者》</p> <p>交通結節点となる停留所（駅、バス停、乗合タクシーの乗降場所等）には、上屋やベンチの設置を検討するなど、乗継・待合環境の整備を推進します。また、停留所近隣の事業者等にも、待合場所の提供を促すなど、乗継、待合環境の向上を図ります。</p> <p>▼コンビニと連携した待合スペース（横浜市）</p>  <p>◆複数の交通モードに関する運行情報の一体的な提供推進 《事業者》</p> <p>停留所において、鉄道やバス等、複数の交通モードの運行情報を一体的に表示するなど、乗継情報の提供について、事業者等と連携し、わかりやすい乗継・待合環境の向上を推進します。</p> <p>▼駅改札付近に設置したバスの運行情報板</p>  <p>◆案内表示の多言語化の推進 《事業者》</p> <p>全国的な外国人旅行者の増加傾向を踏まえ、停留所（駅、バス停、乗合タクシーの乗降場所等）における案内表示の多言語化を推進します。</p> <p>◆交通系 I Cカードの普及・利便性向上の検討 《事業者》</p> <p>鉄道においては J R 東日本による「Suica（スイカ）」、路線バスは福島交通による「NORUCA（ノルカ）」が導入されており、さらなる利便性向上に向けた普及促進を図るとともに、I Cカードの相互利用化など推進します。</p>

目 標	1 持続的で誰もが利用しやすい公共交通体系づくり
方 針	2 地域交通の維持・確保と利用者のサービス向上
事業No.	2-5 バリアフリー車両の導入促進
趣 旨	高齢者や障がい者等の円滑な移動に向け、バスやタクシーなどのバリアフリー対応車両の導入を促進し、交通の利用サービス向上を図るものです。
事業内容	<p>◆ノンステップバスの計画的な導入促進 《事業者》</p> <p>高齢者や障がい者、妊産婦、けが人など、様々な方々が、円滑にバス車両に乗降できるよう、ノンステップバスの導入促進を図ります。</p> <p>【本市管内の導入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両台数 65 台（109 台中） [令和 5（2023）年 2 月末現在]  <p style="text-align: center;">ノンステップバス</p> <p>◆ユニバーサルデザインタクシー（UDタクシー）の計画的な導入促進</p> <p>《事業者》</p> <p>高齢者や障がい者、妊産婦、けが人など、様々な方々が、円滑にタクシー車両に乗降できるよう、ユニバーサルデザインタクシー（UDタクシー）の導入促進を図ります。</p> <p>【本市管内の導入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両台数 58 台（522 台中） [令和 5（2023）年 2 月末現在]  <p style="text-align: center;">ユニバーサルデザインタクシー</p>

目 標	1 持続的で誰もが利用しやすい公共交通体系づくり																				
方 針	3 公共交通の利用促進に向けたモビリティマネジメントの推進																				
事業No.	3-1 高齢者の公共交通利用に関する事業推進																				
趣 旨	高齢者が外出しやすい移動手段を確保し、社会参加の増加、健康の増進、ひいては持続的なまちづくりにつなげるものです。																				
事業内容	<p>◆公共交通利用に関する高齢者支援事業の推進 <<行政・事業者>></p> <p>○<u>高齢者健康長寿サポート事業</u>（市事業）</p> <p>高齢者の社会参加の促進や健康の保持・増進、閉じこもり解消等の推進のため、70歳以上の方には、はり・きゅう・マッサージ、温泉、プールの利用、75歳以上の方には併せて路線バスやタクシーにも利用できる共通利用券を交付。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・70～74歳：1枚500円の利用券を、年10枚（5,000円分）を交付 ・75歳以上：1枚500円の利用券を、年16枚（8,000円分）を交付 <p>○<u>高齢者運転免許証返納推進事業</u>（市事業）</p> <p>高齢者等の交通事故防止対策として、運転免許証を返納された方には、路線バスやタクシーに利用できる利用券を交付。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1枚500円の利用券を、10枚（5,000円）を交付（1回限り） <p>○<u>お得な路線バスの利用サービス</u>（福島交通株式会社）</p> <p>福島交通株によるICカード「NORUCA（ノルカ）」は、回数券機能と定期券機能を持つカードであり、65歳以上の高齢者を対象にお得な乗り放題メニューが用意。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center; background-color: #FFD700; color: black; padding: 5px;">ノルカパス65</p>  <p style="text-align: center; background-color: #FFD700; color: black; padding: 5px;">対象 65歳以上</p> <p>「ノルカパス65」は65歳以上のお客様のみ有効な、乗り放題となるお得な定期券です。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="background-color: #FFD700;">ノルカパス65</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="background-color: #008000; color: white;">販売金額</td> <td>1ヶ月 7,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3ヶ月 16,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6ヶ月 27,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>12ヶ月 48,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">※注意事項・対象外路線は裏面をご覧下さい。 ※格安な定期券の為、払い戻しはできません。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center; background-color: #FFB6C1; color: black; padding: 5px;">ノルカパス75</p>  <p style="text-align: center; background-color: #FFB6C1; color: black; padding: 5px;">対象 75歳以上</p> <p>「ノルカパス75」は75歳以上のお客様のみ有効な、乗り放題となるお得な定期券です。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="background-color: #FFB6C1;">ノルカパス75</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="background-color: #008000; color: white;">販売金額</td> <td>1ヶ月 4,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3ヶ月 8,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6ヶ月 13,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>12ヶ月 23,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">※注意事項・対象外路線は裏面をご覧下さい。 ※格安な定期券の為、払い戻しはできません。</p> </div> </div>	ノルカパス65		販売金額	1ヶ月 7,000円		3ヶ月 16,000円		6ヶ月 27,000円		12ヶ月 48,000円	ノルカパス75		販売金額	1ヶ月 4,000円		3ヶ月 8,000円		6ヶ月 13,000円		12ヶ月 23,000円
ノルカパス65																					
販売金額	1ヶ月 7,000円																				
	3ヶ月 16,000円																				
	6ヶ月 27,000円																				
	12ヶ月 48,000円																				
ノルカパス75																					
販売金額	1ヶ月 4,000円																				
	3ヶ月 8,000円																				
	6ヶ月 13,000円																				
	12ヶ月 23,000円																				

◆その他交通弱者等への支援事業 <行政>

○重度心身障害者タクシー料金・自動車燃料費の助成（市事業）

在宅の重度心身障がい者にタクシー料金又は自動車燃料費いずれか助成。

【対象者】

- ・身体障害者手帳1級の交付
- ・身体障害者手帳2級（肢体不自由・視覚障害者のみ）の交付
- ・療育手帳Aの交付
- ・精神障害者保健福祉手帳1級の交付

【助成額】 年額15,000円の範囲内

○人工透析患者通院交通費の助成（市事業）

身体障害手帳のあるじん臓機能障害者で、血液透析療法を受けるため、自宅から通院する方に交通費を助成。

【助成額】

通院に要する交通費（自家用自動車、タクシー、バス、電車使用）のうち、月額4,000円を超える額

○交通に関する高齢者支援に関する調査検討

交通に関する高齢者支援等について、他自治体の事例など調査しつつ、本市にとって効率的・効果的な支援のあり方など検討していきます。

目 標	1 持続的で誰もが利用しやすい公共交通体系づくり
方 針	3 公共交通の利用促進に向けたモビリティマネジメントの推進
事業No.	3-2 福島空港の利活用促進
趣 旨	福島空港発着の空路の維持・確保及びさらなる利用促進に向け、公民連携のもと、取組を推進するものです、
事業内容	<p>◆空港からのアクセスの維持・確保 《行政・事業者》</p> <p>航空機の発着時間に合わせ、福島空港と郡山駅前間には「リムジンバス」が運行されています。交流人口の拡大につながる空港利用者の円滑な移動及び利便性の向上のため、引き続き、運行の維持・確保を図ります。</p>  <p>出典：福島空港ウェブサイト</p> <p>●リムジンバスの運行</p> <p>◆空港関連のDX化の推進 《事業者》</p> <p>シームレスな移動の実現に向け、就航しているANAと連携した、リムジンバス乗車券の事前購入やデジタルチケットによる乗車、QRコード、クレジットカード等をはじめとするキャッシュレス決済など、利用者の利便性の向上のためのDX化を推進します。</p> <p>「空港アクセスナビのご利用方法」 (全日本空輸株式会社) https://www.ana.co.jp/ja/jp/guide/prepare/airport-guide/access/howto/#afterbooking</p>  <p>* 画像は出発検索のイメージです。</p>

◆定期便、チャーター便の維持・確保に向けた関連取組の推進

《行政・事業者》

福島空港からは、「札幌便（新千歳）」及び「大阪便（伊丹）」が定期就航しています。これら以外の国内定期便や海外定期便、チャーター便など、国内外の空港利用者の拡大を目指し、「福島空港活用促進協議会」において、関係機関相互の調整・協議を図り、種々の取組を推進します。

【協議会のメンバー】

福島県知事（会長）・県市長会長・県町村会長・県商工会議所連合会会長・
県農業協同組合中央会会長・福島県観光交流局長、県内市町村長など

【主な取組】

- ・団体旅行利用促進に向けた助成の実施
- ・国内定期便又は国内チャーター便を利用した募集型企画旅行の広告宣伝活動に関する支援
- ・航空ダイヤ、ミニパンフレット（時刻表）等の作成・配布など

2022 10/30~1/31 2023
福島空港航空時刻表

福島空港から乗り継ぎの旅に出かけませんか？

来て。乗って。福島空港。

福島空港活用促進協議会
https://www.fks-ab.co.jp/

国内線ダイヤ 2022年10月30日～2023年1月31日

福島	札幌(新千歳)	福島
ANA1113 Q4A	ANA1114 Q4A	
0925 → 1100	1505 → 1640	
【航空会社】 ANA 本日本		
【使用機材】 Q4A ボンバルディアDHC8-Q400(74席)		
空港～市内間 交通のご案内		
札幌 → 札幌駅 電車で38分1,150円 / バス80分1,100円 (新千歳) → JR 空港定額タクシー80分8,000円～		

福島	札幌(新千歳)	釧路	福島
ANA1113 Q4A	ANA4872 Q4A	ANA1114 Q4A	
0925 → 1100	0940 → 0950	1505 → 1640	
1320 → 1405	1555 → 1640		
【航空会社】 ANA 本日本			
【使用機材】 Q4A ボンバルディアDHC8-Q400(74席)			

福島	札幌(新千歳)	女満別	福島
ANA1113 Q4A	JAL2715 E70	JAL2712 E70	ANA1114 Q4A
0925 → 1100	0850 → 0940	1505 → 1640	
1320 → 1410	1305 → 1345		
【航空会社】 ANA 本日本			
【使用機材】 Q4A ボンバルディアDHC8-Q400(74席)			

福島	札幌(新千歳)	稚内	福島
ANA1113 Q4A	ANA4842 Q4A	ANA1114 Q4A	
0925 → 1100	1150 → 1250	1505 → 1640	
1320 → 1410	1535 → 1635		
【航空会社】 ANA 本日本			
【使用機材】 Q4A ボンバルディアDHC8-Q400(74席)			

福島	札幌(新千歳)	根室中津津	福島
ANA1113 Q4A	ANA4882 Q4A	ANA1114 Q4A	
0925 → 1100	0930 → 1030	1505 → 1640	
1320 → 1410	1215 → 1305		
【航空会社】 ANA 本日本			
【使用機材】 Q4A ボンバルディアDHC8-Q400(74席)			

福島	大阪(伊丹)	福島
ANA1606 Q4A	ANA1605 Q4A	
0805 → 0920	0750 → 0855	
【航空会社】 ANA 本日本		
【使用機材】 738 ボーイング737-800(168席) / 747-400(306席) / CRJ700(70席)		
空港～市内間 交通のご案内		
伊丹 → 梅田駅(徒歩) モーレール 電車で30分4,300円		

福島	静岡	松山	福島
ANA1606 Q4A	ANA1637 Q4A	ANA1636 Q4A	
0805 → 0920	1005 → 1110	0945 → 1035	1130 → 1235
【航空会社】 ANA 本日本			
【使用機材】 CRJ700(70席) / CRJ900(90席) / CRJ1000(100席)			

福島	静岡	高知	福島
ANA1606 Q4A	ANA1600 Q4A	ANA1604 Q4A	
0805 → 0920	1020 → 1105	0840 → 0925	1130 → 1235
【航空会社】 ANA 本日本			
【使用機材】 CRJ700(70席) / CRJ900(90席) / CRJ1000(100席)			

出典：福島県空港交流課ウェブサイト

目 標	1 持続的で誰もが利用しやすい公共交通体系づくり
方 針	3 公共交通の利用促進に向けたモビリティマネジメントの推進
事業No.	3-3 エコ通勤、ノーマイカーデー等の推進
趣 旨	市街地における道路混雑の緩和や公共交通の利用促進、環境負荷の軽減などの目的で実施されるソフト対策を推進するものです。
事業内容	<p>◆エコ通勤の推進 <行政・市民・事業者></p> <p>市街地における道路混雑の発生時間帯は、通勤時と帰宅時がほとんどであり、これら時間帯による自動車利用からの交通手段の転換を図り、可能な範囲で、公共交通や自転車、徒歩による「エコ通勤」を推進します。</p> <div data-bbox="446 784 1332 1176" data-label="Diagram"> </div> <p>「エコ通勤」は、その普及促進を図るため、エコ通勤に関する取組を自主的かつ積極的に推進する事業者を優良事業所として、公共交通利用促進等マネジメント協議会（認証制度事務局：国土交通省、公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団）が認証・登録する制度になります。</p> <p>これら、認証制度について、市ウェブサイト等による周知・広報を行うとともに、参加事業者を「協力事業者」として紹介・顕彰するなど、エコ通勤の普及促進を図ります。</p> <p>※本市では、平成 27（2015）年 12 月 28 日付けで「エコ通勤優良事業所」の認証を取得しています。</p> <div data-bbox="965 1579 1300 1915" data-label="Image"> </div>

【認定に伴う市職員へのエコ通勤の推進】

自動車通勤している職員に対し、健康の増進や環境負荷の軽減の観点から、毎月14日を「徒歩・自転車通勤推進の日」と設定し、自動車以外での通勤を推進しています。

また、公務遂行に当たっても、公用車利用を控え、路線バスの活用を推進するため、「公用ノルカカード」の貸し出しを行っています。

さらに、職員のモビリティマネジメントの意識醸成を図るため、定期的なエコ通勤に関する職員アンケートやモビリティマネジメント通信の発行を行っています。



◆ノーマイカーデー等その他公共交通利用の促進 《行政・市民・事業者》

○バス・鉄道利用促進デーの推進

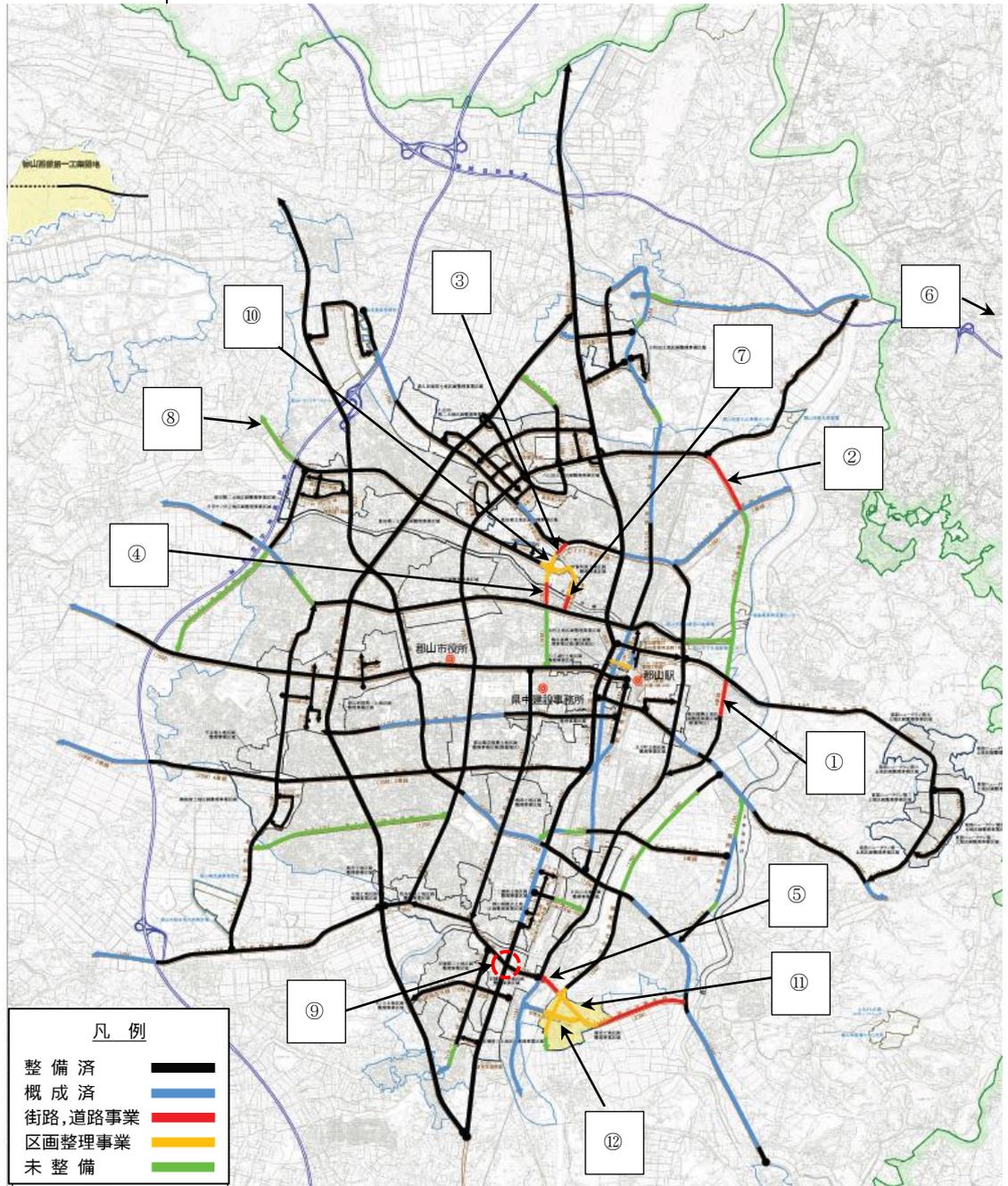
県内の交通関係団体は、毎月1・11・21日を「バス・鉄道利用促進デー」と設定し、環境にやさしいバス・鉄道の利用を促進しています。各交通事業者は、その日に限り県内のバス・鉄道が利用できるお得な「バス回数券、鉄道定期券・きっぷ」を販売しています。



目 標	1 持続的で誰もが利用しやすい公共交通体系づくり
方 針	3 公共交通の利用促進に向けたモビリティマネジメントの推進
事業No.	3-4 公共交通利用に関する教育実施
趣 旨	すべての市民を対象に、身近な交通手段である公共交通の利用に関する教育、啓発を実施するものです。
事業内容	<p>◆バスの乗り方教室の実施 《行政・市民・事業者》</p> <p>公共交通利用の重要性について、学校の交通教育の一環として、必要に応じ市及びバス事業者が学校に出向き、バスの乗り方体験を通じた教育を実施しており、引き続き、取組を推進していきます。</p>  <p>◆市政きらめき出前講座による情報提供 《行政・市民》</p> <p>市民の要望に応じ、交通施策に関する最新の情報や取組、公共交通利用の重要性等について、市職員が講師として出向き、一緒に学習するものであり、引き続き、取組を推進していきます。</p>  <p>◆交通安全活動事業の推進 《行政・市民・事業者》</p> <p>交通事故をなくすため、セーフコミュニティ活動を推進しながら、交通安全教室、市民大会等を実施するとともに、交通安全活動団体の活動を支援します。</p> 

目 標	2 円滑な交通とストック効果につながる道路づくり												
方 針	4 効率的・効果的な道路計画及び整備												
事業No.	4-1 環状道路網を優先した幹線道路の整備促進												
趣 旨	交通渋滞の緩和、円滑な自動車移動を図るため、道路ネットワークの効率的・効果的な整備を進めるものです。												
事業内容	<p>◆環状線等街路整備事業の促進 《行政》</p> <p>安全・円滑な道路交通や地域間のアクセス向上を図るため、環状道路網を構成する都市計画道路の整備を進めます。</p> <p>【整備路線】</p> <table border="1"> <tr> <td>①内環状線（延長 500m）</td> </tr> <tr> <td>②内環状線（延長 900m） ※県施工</td> </tr> <tr> <td>③東部幹線（延長 135m）</td> </tr> <tr> <td>④東部幹線（延長 330m）</td> </tr> <tr> <td>⑤笹川大善寺線（延長 347m）</td> </tr> </table> <p>①内環状線 </p> <p>③東部幹線 </p> <p>◆幹線道路新設改良舗装事業の促進 《行政》</p> <p>生活環境(利便性・安全性)の向上を図るため、幹線道路の整備を進めます。</p> <p>【整備路線】</p> <table border="1"> <tr> <td>⑥太田2号線（延長 500m）</td> <td>⑧郡山インター線（延長 800m）</td> </tr> <tr> <td>⑦麓山一丁目大久保線（延長 155m）</td> <td>⑨安積一丁目交差点</td> </tr> </table> <p>◆土地区画整理事業の促進 《行政》</p> <p>区画整理の手法により宅地の整理を行い、安全で安心して暮らせる都市基盤の整備を進めます。</p> <p>⑩笹川大善寺線・⑫安積永盛駅前線 </p> <p>【整備路線】</p> <table border="1"> <tr> <td>⑩東部幹線（延長 423m）</td> </tr> <tr> <td>⑪笹川大善寺線（延長 988m）</td> </tr> <tr> <td>⑫安積永盛駅前線（延長 507m）</td> </tr> </table>	①内環状線（延長 500m）	②内環状線（延長 900m） ※県施工	③東部幹線（延長 135m）	④東部幹線（延長 330m）	⑤笹川大善寺線（延長 347m）	⑥太田2号線（延長 500m）	⑧郡山インター線（延長 800m）	⑦麓山一丁目大久保線（延長 155m）	⑨安積一丁目交差点	⑩東部幹線（延長 423m）	⑪笹川大善寺線（延長 988m）	⑫安積永盛駅前線（延長 507m）
①内環状線（延長 500m）													
②内環状線（延長 900m） ※県施工													
③東部幹線（延長 135m）													
④東部幹線（延長 330m）													
⑤笹川大善寺線（延長 347m）													
⑥太田2号線（延長 500m）	⑧郡山インター線（延長 800m）												
⑦麓山一丁目大久保線（延長 155m）	⑨安積一丁目交差点												
⑩東部幹線（延長 423m）													
⑪笹川大善寺線（延長 988m）													
⑫安積永盛駅前線（延長 507m）													

【幹線道路等整備状況図】



目 標	2 円滑な交通とストック効果につながる道路づくり
方 針	4 効率的・効果的な道路計画及び整備
事業No.	4-2 道路混雑箇所に関する軽減方策の検討
趣 旨	市内の主要渋滞箇所における円滑な交通確保のため、渋滞緩和に資するハード・ソフト両面での対策を検討するとともに対策実施を進めるものです。
事業内容	<p>◆渋滞対策に関する方策検討 《行政》</p> <p>平成 25 (2013)年 1 月に福島県渋滞対策連絡協議会において市内 31 箇所※の主要渋滞箇所が特定されています。渋滞対策については、当協議会の中で関係機関相互の調整・協議を図り、円滑な交通を確保するための対策を検討していきます。 ※主要渋滞箇所は令和 2 (2020)年 3 月に 1 箇所解除。</p> <p>【協議会メンバー】 (県中・県南地区ワーキンググループ) 郡山国道事務所・福島県・福島県警・郡山市・白河市・須賀川市・田村市・鏡石町・矢吹町・泉崎村・三春町</p> <p>・道路混雑状況 (開成地区)</p>  <p>【本市の主要渋滞箇所】</p>  <p>※平成 25 (2013) 年 1 月 福島県渋滞対策連絡協議会 記者発表資料</p>

◆交通渋滞対策事業（ハード施策）の促進 《行政》

円滑な交通を確保するため、レーン増設や導流帯の標示等による渋滞対策を検討し、計画的に整備を実施します。

【対策実施及び検討箇所】

実施箇所	検討箇所
桑野三丁目交差点（H26）	日和田ショッピングセンター西交差点
桑野大槻線バスベイ整備（H27）	八山田辻道交差点
福原交差点（H28）	郡山駅前交差点
大町二丁目交差点（H30）	大町交差点
並木一丁目交差点（R1～R4）	

【右折レーンの増設例】



◆TDM（交通需要マネジメント）施策の検討 《行政・市民・事業者》

過度な自動車利用による道路混雑を緩和し、円滑な交通を確保するため、交通の実態を把握しつつ、自動車利用から他の交通手段への転換に係る取組の推進を図ります。

※TDM（交通需要マネジメント）：

TDMは、道路利用者に時間、経路、交通手段等の利用変更を促し、交通混雑の緩和を図るソフト施策の取組です。複数の交通機関との連携など、複合的な施策実施により、都市の交通を円滑にするものです。

【取組のイメージ】



【TDM施策例】

- フレックスタイム、時差出勤
- 相乗りシステム
- 駐車マネジメント、道路交通・駐車場情報の提供
- ロードプライシング (※1)、トランジットモール (※2)
- パーク&ライド
- バス専用・優先レーンの整備
- 新交通システムの整備 など

※1 ロードプライシング：

特定の道路や地域、時間帯における自動車利用者に対して課金することで、自動車利用の合理化や交通行動の転換を促す。

※2 トランジットモール：

自家用自動車の通行を制限し、バスやタクシー、路面電車などの交通機関だけが優先的に通行できる歩行者を中心とした空間・形態。

目 標	2 円滑な交通とストック効果につながる道路づくり
方 針	4 効率的・効果的な道路計画及び整備
事業No.	4-3 長期未着手都市計画道路の見直し検討
趣 旨	現在の都市の状況や本市の目指すべき都市構造を勘案しながら、都市計画に位置付けられた道路（いわゆる都市計画道路）のうち、長期にわたり未整備となっている路線及び区間について、整備の方向性を検証します。
事業内容	<p>◆長期未着手都市計画道路の見直し検討 《行政》</p> <p>都市計画道路は、国道、県道、市道に計画されており、このうち、長期間未整備となっている路線及び区間について、県と市が共同して道路の役割や整備の必要性等を検証しながら、今後の整備方針（見直し計画）について取りまとめます。</p> <p>【整備方針（見直し計画）】</p> <pre> graph TD A[見直し対象路線の抽出] --> B[見直し検証（評価カルテ作成）] B --> C((総合評価)) C --> D[存続] C --> E[廃止] C --> F[変更] E --> G[都市計画の変更] F --> G </pre> <p>【都市計画道路の整備状況図】 H29（2017）年3月末時点</p>

目 標	2 円滑な交通とストック効果につながる道路づくり												
方 針	5 既存の道路施設を利用した魅力的なまちづくりへの活用推進												
事業No.	5-1 公民協奏による居心地が良く歩きたくなる空間の創出												
趣 旨	ゆとりのある歩行者空間や歩道と一体となった居心地が良い空間創出など、まちの魅力向上に有効な取組を推進するとともに支援に努めるものです。												
事業内容	<p>◆公民協奏のエリアプラットフォーム構築の検討 <<行政・市民・事業者>></p> <p>郡山駅西口周辺地区において、都市の魅力向上させ、まちのにぎわい創出を図ることを目的に、都市再生特別措置法に基づいた公民協奏によるプラットフォーム構築を検討します（ウォークアブルまちづくりの推進）。</p> <p>※エリアプラットフォーム：</p> <p>公民の様々な主体が連携し、一体的にまちづくりを進めていくため、公民の幅広い関係者がまちの将来像やまちづくりの方向性を議論・共有するための場（プラットフォーム）となります。</p> <p>【公民連携のまちづくりイメージ】</p>  <p>◆地域生活拠点型再開発事業の推進 <<行政・市民（企業）>></p> <p>老朽化した市街地環境の整備改善及び市街地住宅の供給に資するため、土地利用の共同化、高度化等に寄与する優良建築物等の整備を支援します。（施設整備に加え、開放された公共的空間の創出など）</p> <p>【事業の取り組み】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業箇所</th> <th>区域面積</th> <th>施工年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>虎丸地区（ホテル）【完了】</td> <td>約 0.9ha</td> <td>S63(1988)～H2(1990)</td> </tr> <tr> <td>細沼町地区(医療・住居等)</td> <td>約 0.4ha</td> <td>R1(2019)～</td> </tr> <tr> <td>大町二丁目地区(店舗・医療等)</td> <td>約 0.8ha</td> <td>R3(2021)～</td> </tr> </tbody> </table>	事業箇所	区域面積	施工年度	虎丸地区（ホテル）【完了】	約 0.9ha	S63(1988)～H2(1990)	細沼町地区(医療・住居等)	約 0.4ha	R1(2019)～	大町二丁目地区(店舗・医療等)	約 0.8ha	R3(2021)～
事業箇所	区域面積	施工年度											
虎丸地区（ホテル）【完了】	約 0.9ha	S63(1988)～H2(1990)											
細沼町地区(医療・住居等)	約 0.4ha	R1(2019)～											
大町二丁目地区(店舗・医療等)	約 0.8ha	R3(2021)～											

【大町二丁目地区完成イメージ】



◆市街地再開発事業の推進 《行政・市民（企業）》

中心市街地の計画的な再開発に対し、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能を更新し公共の福祉に寄与する再開発事業を支援します。（施設整備に加え、建物のセットバックや敷地内の公共的空間の創出など）

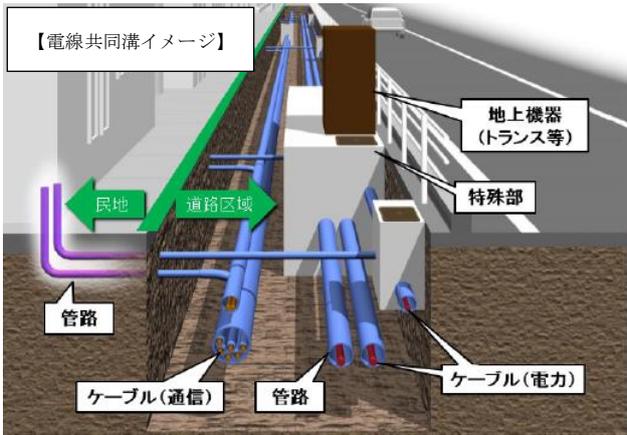
【事業の取り組み】

事業箇所	区域面積	施工年度
郡山駅西口【完了】 〈ビッグアイ、駅西口広場等〉	約 3.0ha	S50(1975)～H12(2000)
郡山中町第一地区【完了】 〈商業施設〉	約 1.0ha	H6(1994)～H11(1999)
郡山駅前一丁目第一地区【完了】 〈医療施設・住居等〉	約 0.6ha	H18(2006)～H22(2010)
郡山駅前一丁目第二地区 〈医療施設・住居等〉	約 0.4ha	R3(2021)～

【郡山駅前一丁目第二地区完成イメージ】



目 標	2 円滑な交通とストック効果につながる道路づくり								
方 針	5 既存の道路施設を利用した魅力的なまちづくりへの活用推進								
事業No.	5-2 公民が連携したバリアフリー化の推進								
趣 旨	共生社会の実現に向け、幅広い関係者と連携しながら、ハード・ソフト両面でのさらなるバリアフリー化を推進するものです。								
事業内容	<p>◆バリアフリーマスタープラン・バリアフリー基本構想の作成 《行政》</p> <p>高齢者、障がい者等の移動や施設利用の利便性・安全性の向上を促進するため、公共交通機関や建築物、公共施設等のバリアフリー化を推進します。</p> <p>推進に当たっては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」第 24 条の 2 及び第 25 条に基づき、バリアフリーマスタープラン・基本構想を作成し、市民、事業者、行政の連携により、ハード、ソフト両面のバリアフリー化を推進します。</p>  <p>【バリアフリー化の促進地区及び重点整備地区の設定】</p> <p>◆バリアフリー化に関する取組推進 《行政・市民・事業者》</p> <p>市民・事業者・行政等が連携しながら、バリアフリー及びユニバーサルデザインの考え方を取り入れたハード・ソフト両面での取組を推進します。</p> <p>【行政が関与する主な取組】</p> <table border="1" data-bbox="470 1422 1348 1624"> <tr> <td>・環状道路等街路整備事業</td> <td>・市街地再開発事業</td> </tr> <tr> <td>・無電柱化促進事業</td> <td>・ユニバーサルデザイン推進事業</td> </tr> <tr> <td>・公園トイレ整備事業</td> <td>・通学路等交通安全確保事業</td> </tr> <tr> <td>・小中学校施設環境整備事業</td> <td>・交通安全活動事業</td> </tr> </table> <p>◆バリアフリー化に関する提案制度の活用推進 《行政》</p> <p>バリアフリー法第 24 条の 5 及び第 27 条に規定されるバリアフリー化に関する提案制度の活用に備えた環境整備を進めます。</p>	・環状道路等街路整備事業	・市街地再開発事業	・無電柱化促進事業	・ユニバーサルデザイン推進事業	・公園トイレ整備事業	・通学路等交通安全確保事業	・小中学校施設環境整備事業	・交通安全活動事業
・環状道路等街路整備事業	・市街地再開発事業								
・無電柱化促進事業	・ユニバーサルデザイン推進事業								
・公園トイレ整備事業	・通学路等交通安全確保事業								
・小中学校施設環境整備事業	・交通安全活動事業								

目 標	2円滑な交通とストック効果につながる道路づくり																															
方 針	5 既存の道路施設を利用した魅力的なまちづくりへの活用推進																															
事業No.	5-3 災害に強く快適で歩きやすい無電柱化道路の整備推進																															
趣 旨	災害に強くより安全な無電柱化の必要性が高まっており、無電柱化の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものです。																															
事業内容	<p>◆無電柱化促進事業の促進 《行政・事業者》</p> <p>災害に強い道路環境整備、安全で快適な通行空間の確保、都市景観の向上・改善のため、無電柱化の推進を図ります。</p>  <p>【本市の無電柱化箇所】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>路線名</th> <th>延 長</th> <th>整備年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>駅前一丁目中町2号線 (完了)</td> <td>0.95km</td> <td>H3(1991)～H4(1992)</td> </tr> <tr> <td>本町開成線 (完了)</td> <td>0.64km</td> <td>H9(1997)</td> </tr> <tr> <td>熱海三丁目高玉線 (完了)</td> <td>1.03km</td> <td>H9(1997)</td> </tr> <tr> <td>大町大槻線 (完了)</td> <td>0.47km</td> <td>H12(2000)～H13(2001)</td> </tr> <tr> <td>向河原大町線 (完了)</td> <td>0.42km</td> <td>H15(2003)～H16(2004)</td> </tr> <tr> <td>日出山荒井線 (完了)</td> <td rowspan="5">2.76km</td> <td rowspan="5">郡山南拠点土地地区画整理事業 H7(1995)～H21(2009)</td> </tr> <tr> <td>南二丁目一丁目線 (完了)</td> </tr> <tr> <td>南一丁目1号線 (完了)</td> </tr> <tr> <td>南一丁目3号線 (完了)</td> </tr> <tr> <td>南一丁目3号線 (完了)</td> </tr> <tr> <td>駅前二長者二丁目線 (整備中)</td> <td>0.30km</td> <td>大町土地地区画整理事業 H17(2005)～</td> </tr> <tr> <td>開成三丁目7号線 (整備中)</td> <td>0.15km</td> <td>R2(2020)～</td> </tr> </tbody> </table>	路線名	延 長	整備年度	駅前一丁目中町2号線 (完了)	0.95km	H3(1991)～H4(1992)	本町開成線 (完了)	0.64km	H9(1997)	熱海三丁目高玉線 (完了)	1.03km	H9(1997)	大町大槻線 (完了)	0.47km	H12(2000)～H13(2001)	向河原大町線 (完了)	0.42km	H15(2003)～H16(2004)	日出山荒井線 (完了)	2.76km	郡山南拠点土地地区画整理事業 H7(1995)～H21(2009)	南二丁目一丁目線 (完了)	南一丁目1号線 (完了)	南一丁目3号線 (完了)	南一丁目3号線 (完了)	駅前二長者二丁目線 (整備中)	0.30km	大町土地地区画整理事業 H17(2005)～	開成三丁目7号線 (整備中)	0.15km	R2(2020)～
路線名	延 長	整備年度																														
駅前一丁目中町2号線 (完了)	0.95km	H3(1991)～H4(1992)																														
本町開成線 (完了)	0.64km	H9(1997)																														
熱海三丁目高玉線 (完了)	1.03km	H9(1997)																														
大町大槻線 (完了)	0.47km	H12(2000)～H13(2001)																														
向河原大町線 (完了)	0.42km	H15(2003)～H16(2004)																														
日出山荒井線 (完了)	2.76km	郡山南拠点土地地区画整理事業 H7(1995)～H21(2009)																														
南二丁目一丁目線 (完了)																																
南一丁目1号線 (完了)																																
南一丁目3号線 (完了)																																
南一丁目3号線 (完了)																																
駅前二長者二丁目線 (整備中)	0.30km	大町土地地区画整理事業 H17(2005)～																														
開成三丁目7号線 (整備中)	0.15km	R2(2020)～																														

【無電柱化の整備状況】



【整備中の路線】（市施工）

〈開成三丁目7号線〉



【開成三丁目地内】

〈駅前二長者二丁目線〉



【駅前一丁目地内】

目 標	3 環境にやさしく身近で健康的に利用できる自転車・歩行空間づくり
方 針	6 安全で快適に通行できる自転車・歩行空間の環境整備
事業No.	6-1 自転車レーン・歩道の整備推進
趣 旨	交通安全や環境負荷の軽減、健康志向の高まり等の意識変化に対応した安全で快適性が高い自転車・歩行空間の整備を推進するものです。
事業内容	<p>◆自転車レーン・歩道の整備推進 《行政》</p> <p>道路の構造や交通量等の特性に配慮しつつ、より安全で快適な通行ができるよう歩行者と自転車が分離された構造を基本としながら自転車通行空間の整備を検討・推進します。</p>  <p>◆通学路安全対策事業の推進 《行政・市民》</p> <p>登下校中の児童を巻き込む悲惨な交通事故が全国で多発したことを受け、対策工事等により通学路における安全対策の継続的な強化を図ります。学校・地域・関係機関等の連携・協働により、通学路における交通安全の確保に向けた対策を継続的に推進します。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>合同点検状況</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>対策協議会実施状況</p>  </div> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="text-align: center;"> <p>対策実施（例）</p>  </div>

◆**アイラブロード事業の推進** 《行政・市民》

美しい道路環境の整備を推進するため、市民との協働による道路美化活動を行います。活動いただくボランティア団体の加盟を募り、身近な生活道路を愛護する住民参加型のまちづくりを推進します。

【加盟団体数】

81 団体（令和 4（2022）年 12 月現在）



加盟団体名称看板

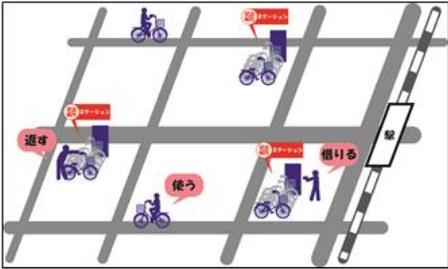
◆**自転車等放置対策事業の推進** 《行政》

自転車等放置防止誘導員を配置し、自転車等の放置防止の啓発と自転車等駐車場の利用の呼び掛けにより、自転車利用者に駐車禁止区域の周知とマナーの向上を図るなど、放置自転車の減少に向けた対策を継続的に推進します。

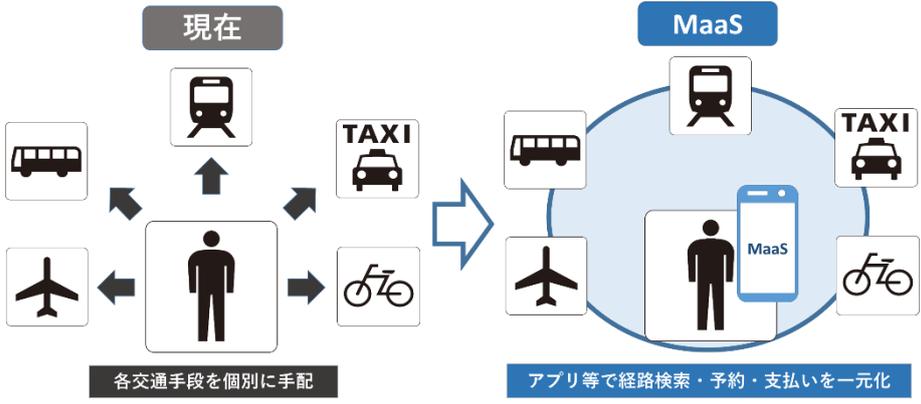
▼**郡山駅前の自転車等放置禁止・規制区域**



目 標	3 環境にやさしく身近で健康的に利用できる自転車・歩行空間づくり
方 針	6 安全で快適に通行できる自転車・歩行空間の環境整備
事業No.	6-2 (仮称) 郡山市自転車活用推進計画の策定検討
趣 旨	本市の自転車活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、自転車活用推進法第 11 条に基づく市町村自転車活用推進計画の策定を検討するものです。
事業内容	<p>◆(仮称) 郡山市自転車活用推進計画策定の検討 《行政》</p> <p>自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成や、サイクリススポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現、サイクルツーリズムの推進による観光振興、自転車事故の無い安全で安心な社会の実現など、自転車活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、(仮称) 郡山市自転車活用推進計画の策定について検討します。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>▼自転車通行空間の整備</p>  <p>県道郡山湖南線</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>▼CYCLE AID JAPAN in 郡山 ツール・ド・猪苗代湖</p>  </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;"> <p>▼猪苗代湖一周サイクリング”イナイチ”</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>▼交通安全教室</p>  </div> </div>

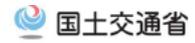
目 標	3 環境にやさしく身近で健康的に利用できる自転車・歩行空間づくり
方 針	7 自転車を活用したライフスタイルの推進
事業No.	7-1 シェアサイクル、レンタサイクル等の事業支援
趣 旨	環境負荷が少なく、健康の増進につながる自転車利用に向けて、利用環境の整備などの取組について支援等を検討するものです。
事業内容	<p>◆シェアサイクル、レンタサイクル (※1) 等の取組支援 《行政・事業者》</p> <p>公共交通を補完する交通手段として、中心市街地等において有効なシェアサイクル・レンタサイクル等について、民間事業者が整備を行う場合の支援等を検討します。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>▼シェアサイクルの例 (仙台市)</p>  <p>出典：仙台市自転車の安全な利活用推進計画</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>▼シェアサイクルのイメージ</p>  </div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※1 シェアサイクル、レンタサイクル： 多数の自転車を都市内の各所に配置し、利用者はどこの拠点からでも借り出しして、好きな拠点で返却ができる新たな都市交通手段。 一方、レンタサイクルは、借り出した拠点に返却する必要がある点でシェアサイクルと異なる。</p> </div> <p>◆サイクルポート整備に関する支援 《行政・事業者》</p> <p>シェアサイクル、レンタサイクル、一般の自転車が駐輪するサイクルポートの整備に関し、公共施設や都市公園等の公共用地使用の取扱いや整備の支援等を検討します。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>▼公共施設への設置例 (札幌市資料館)</p>  <p>出典：第4回シェアサイクルのあり方検討会 国土交通省</p> </div> <div style="width: 45%;"> </div> </div>

目 標	3 環境にやさしく身近で健康的に利用できる自転車・歩行空間づくり
方 針	7 自転車を活用したライフスタイルの推進
事業No.	7-2 サイクルツーリズムの推進と来訪者への情報発信
趣 旨	豊かな自然環境や歴史的な文化遺産等の地域資源を活かし、関係団体や周辺地域と連携してサイクルツーリズムの推進を図ることにより、自転車を通じた観光来訪の促進や地域の活性化を目指します。
事業内容	<p>◆猪苗代湖サイクルツーリズム「イナイチ」の推進</p> <p style="text-align: right;">《行政・市民（企業）》</p> <p>風光明媚な景観を有する猪苗代湖を核としたサイクルツーリズムを推進するため、国や県、猪苗代湖周辺の市町村等と連携し、休憩場所やサポート体制などの受入環境の整備、案内看板や路面標示などの走行環境の整備を進めるとともに、スマートフォンアプリや動画、SNS等を活用した来訪者への情報発信を推進します。</p> <p>▼サイクルステーション（休憩所）</p>   <p>▼スマートフォンアプリによる情報発信</p>  <p>▼イナイチレンタサイクル</p> 

目 標	4 新たな交通サービスのチャレンジと仕組みづくり
方 針	8 新たなモビリティサービスを活用した取組の推進
事業No.	8-1 M a a Sの導入に関する可能性の検討
趣 旨	交通機関の利用サービス向上に向け、本市の交通特性に応じたM a a Sの導入可能性を検討するものです。
事業内容	<p>◆M a a S導入に向けた検討組織の設置検討</p> <p>《行政・市民（企業）・事業者》</p> <p>本市におけるM a a Sの導入に関して、交通事業者をはじめ、M a a Sのシステムの開発企業など、様々な関係者等を交えた検討会を設置し、本市の実情に合った移動サービスのあり方など、導入の方向性等を検討します。</p> <p>検討に際しては、交通サービスとしてのM a a Sのみならず、観光・医療・商業等の生活サービスとの連携など、多方面の取組も含め、M a a Sの検討を行っていきます。</p>  <p>※M a a S（マース：Mobility as a Service）</p> <p>M a a Sとは、地域住民や旅行者一人ひとりのトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通それ以外の移動サービスを最適に組み合わせ、検索・予約・決済等を一括で行うサービスです。</p> <p>◆公共交通機関を活用したM a a Sのシステム導入可能性の検討</p> <p>《行政・市民（企業）・事業者》</p> <p>本市においても乗合タクシーの利便性向上に向け、スマートフォン等からの目的地や時間の検索、予約が可能となるようなシステムについて、交通事業者、関係者などと調整・協議を進め、導入可能性を検討します。</p>

【参考：地域類型別のサービス】

地方圏における新たなモビリティ(地方都市型)



- 地域特性:交通サービスは存在するが、より利便性の高い自家用車利用が多い。主な移動ニーズは自家用車による通勤および生活交通である。
- 既存の交通サービス:鉄道、バス、タクシーなど
- 地域課題:自家用車への過度な依存と公共交通のサービス水準および事業採算性の低下による負の連鎖。高齢者の移動手段の確保。運転手不足。

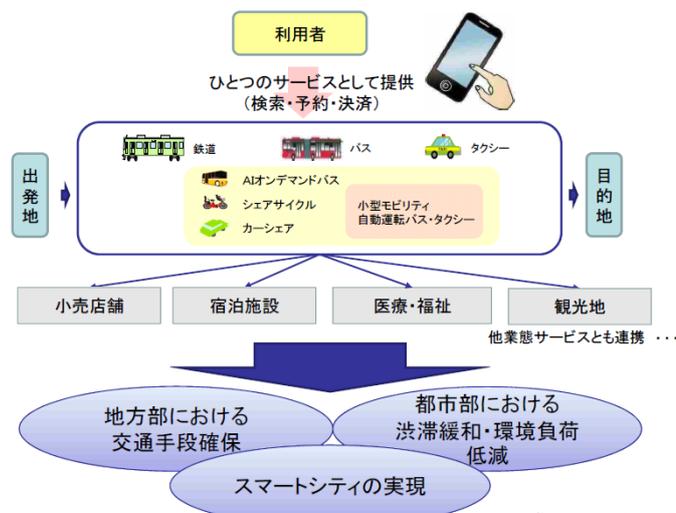
目的	新たなモビリティサービスの内容(例)
自家用車に依存しない地域内移動の創出	地域内移動を創出する生活サービスとの連携 ➢ MaaSにより、商業施設や飲食店、病院等と一括予約・決済できるサービスを提供 ➢ MaaS利用者へ商業施設等のクーポン付与
	定額制等柔軟なサービスの提供 ➢ 鉄道やバスなどに加えて、移動の柔軟性が高いタクシーやオンデマンドバス等について、定額制(サブスクリプション)のサービスを提供 ➢ 需要分析によるオンデマンドバス等の運行効率の高度化
	新たな乗換拠点の創出 ➢ 商業施設、病院等の地域拠点を活用した新たな乗換拠点の創出
高齢者の移動手段確保(高齢者の外出促進)	地域内の輸送資源の活用 ➢ 既存の公共交通でカバーしきれないところでは、MaaSにより、自家用有償旅客運送、地域住民の互助による交通手段、その他商業・集客施設の無償送迎サービス等と既存の公共交通を一括して予約・決済可能とするサービスを提供

7

MaaSに組み込むべき交通サービス(例)
鉄道、バス、タクシー、カーシェア、オンデマンドバス、定額タクシー、など

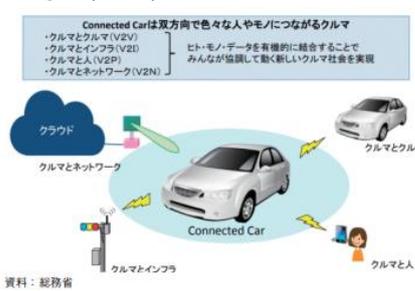
出典：国土交通省ウェブサイト

【MaaSの可能性】



出典：国土交通省ウェブサイト

目 標	4 新たな交通サービスのチャレンジと仕組みづくり
方 針	8 新たなモビリティサービスを活用した取組の推進
事業No.	8-2 スマートフォンを活用したモビリティサービスの取組の推進
趣 旨	「公共交通×スマートフォン」等の連携により、効率的で利便性の高い交通ネットワーク構築に向けた取組を推進するものです。
事業内容	<p>◆スマートフォンを活用した交通サービス向上の推進</p> <p>《行政・市民（企業）・事業者》</p> <p>○スマートフォンによる経路検索：予約・配車サービスの検討</p> <p>公共交通を利用するすべての人たちの利便性及び交通事業者の生産性向上に向け、スマートフォンを活用した経路検索、予約、配車、決済が可能となるような仕組みづくりについて、交通事業者、関係者などと調整・協議を進めます。</p> <div data-bbox="534 958 1232 1236" data-label="Image"> </div> <p>出典 「日本版 Maas の推進」(国土交通省)</p> <p>○デジタルチケットによるシームレスな決済サービスの検討</p> <p>公共交通機関をシームレスに結び、円滑な乗継の実現に向け、スマートフォンを活用したデジタルチケット等の導入について、交通事業者、関係者などと調整・協議を進めます。また、観光施設や商業施設と連携したチケットなど、観光客の公共交通の利用促進、産業振興に寄与する取組についても検討します。</p> <div data-bbox="635 1720 957 1944" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="1072 1429 1300 1886" data-label="Image"> </div> <p>出典：「デジタルチケットとは」(小田急電鉄株式会社)</p>

目 標	4 新たな交通サービスのチャレンジと仕組みづくり
方 針	8 新たなモビリティサービスを活用した取組の推進
事業No.	8-3 環境に配慮したモビリティサービスの推進
趣 旨	環境分野を含めた技術革新が進む次世代自動車を活用した様々な交通施策を推進するものです。
事業内容	<p>◆次世代自動車技術を活用した交通支援の検討</p> <p style="text-align: center;">《行政・市民（企業）・事業者》</p> <p>Ma a Sの基盤となる次世代自動車に関し、技術革新の核となる4分野について、新たな交通施策を研究し、公共交通に資する実証事業や各種支援など検討します。</p> <p>(1) コネクテッド分野 各種センサーを搭載したコネクテッドカーによる車両・道路状態分析等</p> <p>(2) 自動運転分野 空港などで実証実験が行われている限定地域での無人自動運転輸送等</p> <p>(3) シェアリング・サービス分野 官民連携によるカーシェアリングサービス等</p> <p>(4) 車両電動化分野 電気自動車や燃料電池自動車の導入の促進及び支援等</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;"> <p>●コネクテッドカー</p>  <p>Connected Carは東方向で色々な人やモノにつながるクルマ ・クルマとクルマ(V2V) ・クルマとインフラ(V2I) ・クルマと人(V2P) ・クルマとネットワーク(V2N)</p> <p>ヒト・モノ・データを有機的に結合することで みんなが協働して動く新しいクルマ社会を実現</p> <p>クラウド クルマとネットワーク クルマとインフラ クルマと人</p> <p>資料：総務省</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>●燃料電池自動車</p>  <p>出典 総務省</p> </div> </div>

◆電気バスを使用した運行システムの開発検討 《行政・事業者》

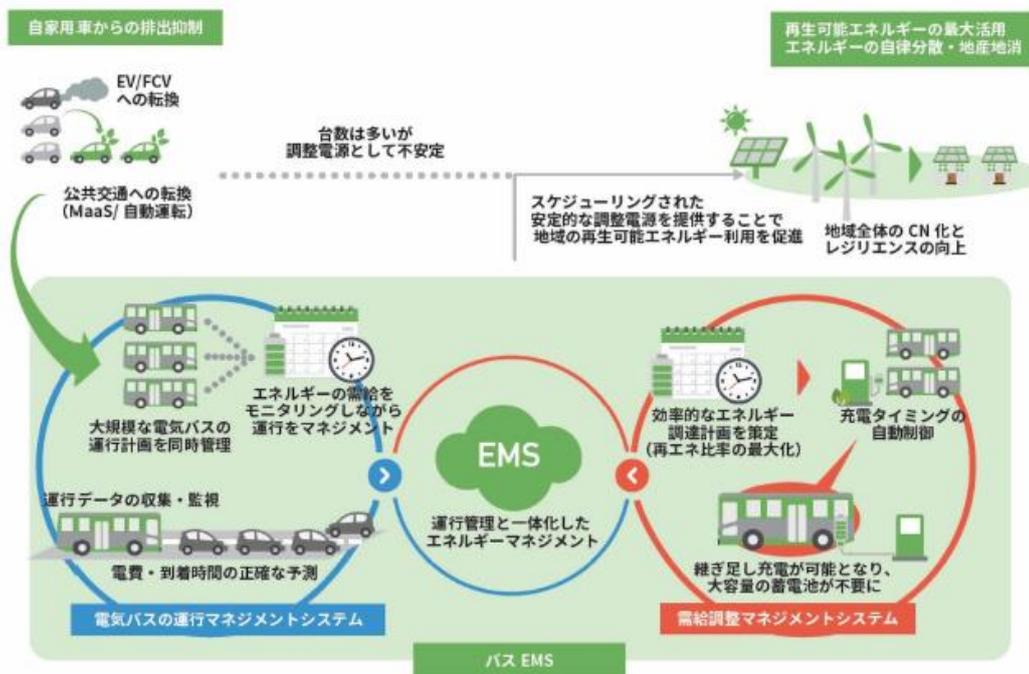
国の2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現目標に向けた取組の一環として、電気バスの運行と地域エネルギーの一体管理の実現を目指すため、事業の核となる「みちのりHD」及び「東京電力HD」の実証事業に「福島交通㈱」が参画し、電気バスの導入及び運行システムを開発検証する事業が進められています。

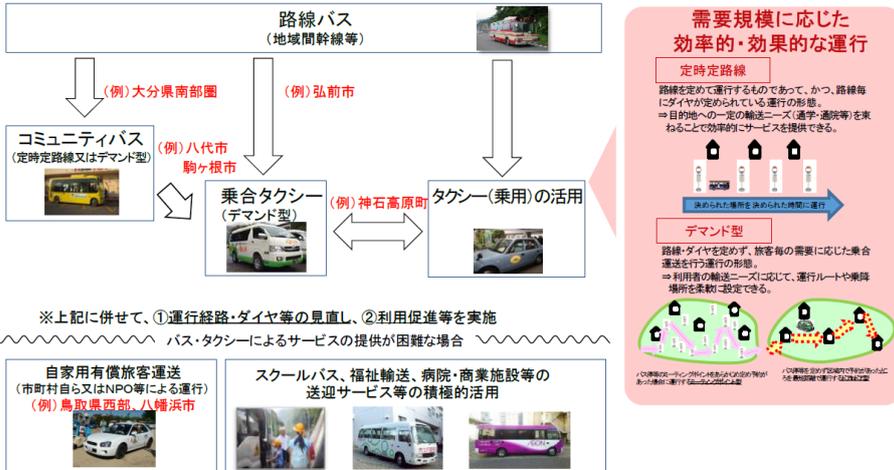
具体的には、バス運行管理の最適化システムとエネルギー需要調整マネジメントシステムを一体的に管理する「電気バス向けエネルギーマネジメントシステム（バスEMS）」の開発と技術検証など行うものです。

これら実証事業は、長期的な取組となることから、交通事業者と連携・協力しながら支援していきます。

●バスEMSのイメージ

運行とエネルギーを一体的に管理するバスEMSを開発



目 標	5 多様な主体の連携によるまちづくり
方 針	9 複数の主体が連携した「共創型交通」の推進
事業No.	9-1 持続的な移動サービス創出可能性の検討
趣 旨	公共交通等のサービス提供が困難な場合、それに代わる自家用有償旅客運送やスクールバス、病院、福祉輸送など、地域の輸送資源を活用した移動サービスの創出を検討するものです。
事業内容	<p>◆地域の輸送資源を活用した移動サービスの創出検討 《行政・市民・事業者》</p> <p>本市では、路線バスの利用者減少や運転手の不足等により、郊外部のバス路線の廃止が進み、代替りの交通手段として乗合タクシー導入が進められています。地域によっては交通サービスの提供が困難な場合もあることから、自家用有償旅客運送やスクールバス、病院、福祉輸送等の送迎サービスなど、地域の実情に応じた様々な輸送資源を活用した移動サービスについて、市民や事業者等と連携しながら検討します。</p>  <p>※上記に併せて、①運行経路・ダイヤ等の見直し、②利用促進等を実施 バス・タクシーによるサービスの提供が困難な場合</p> <p>▲地域の実情に合わせた交通手段の見直しのイメージ 出典：国土交通省 地域公共交通計画等の作成と運用の手引き [入門編]</p> <p>◆福祉有償運送（※1）の導入検討 《行政・市民・事業者》</p> <p>単独ではタクシー等の公共交通機関を利用できない身体障がい者等の移動手段を確保するため、地域の関係者と調整・協議を行い、福祉有償運送等の取組など検討します。</p> <p>※1 福祉有償運送：市町村やNPO法人等が、単独で公共交通機関を利用できない身体障害者等を対象に、原則、ドア・ツー・ドアの個別輸送を行うもの。</p>

目 標	5 多様な主体の連携によるまちづくり
方 針	9 複数の主体が連携した「共創型交通」の推進
事業No.	9-2 市民・事業者・行政が連携したバリアフリー化の推進
趣 旨	共生社会の実現に向け、市民、事業者、行政が連携し、重点的・一体的なバリアフリー化に関する取り組みの推進を図るものです。
事業内容	<p>◆公共交通等のバリアフリーに関するソフト対策の推進 《事業者》</p> <p>障がいの有無や年齢、性別等にかかわらず、誰もが自由に移動できる環境を実現するためには、施設や車両等のハード整備だけではなく、整備したバリアフリー施設の機能が十分に発揮されるよう、利用者へサービスを提供することが必要になります。</p> <p>施設や車両等のハード整備を継続的かつ計画的に推進するとともに、整備したバリアフリー施設を適切に使用できるよう、スロープの設置や車いすによる乗降の介助など、サービスの提供に関する研修・教育等の実施を推進します。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>▼駅ホームにおける スロープ板の設置例</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>▼路線バスにおける役務の 提供例（スロープ・介助）</p>  </div> </div> <p>◆優先席や車いす使用者用駐車施設等の適正利用に関する広報啓発の推進 《行政・市民・事業者》</p> <p>高齢者や障がい者等の優先席や車いす使用者用駐車施設等について、真に必要な方が円滑に利用できるよう、ポスターの掲示や車内放送での呼びかけなど、市民の理解・協力が深まる積極的な広報啓発を推進します。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>▼適正利用推進 キャンペーンポスター (2021年度) (国土交通省)</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>座席を必要として いる方がいるよ。</p>  </div> </div>

4-4 事業計画の作成に関して

① 特定事業

「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく特定事業は、事業者等が地方公共団体の支援を受けつつ実施する事業であり、同法第2条第5号に示す「軌道運送高度化事業」、「道路運送高度化事業」、「海上運送高度化事業」、「鉄道事業再構築事業」、「鉄道再生事業」、「地域旅客運送サービス事業」、「貨客運送サービス継続事業」及び「地域公共交通利便増進事業」となります。当計画にこれらの事業を定めた場合、事業を実施する者は、各々事業計画の作成が必要となります。

また、特定事業の種類や内容は、同法で定められており、「地域公共交通等の作成と運用の手引き詳細編（令和4（2022）年3月国土交通省）」において、その概要をわかりやすく整理され、以下のとおり示されています。

事業名	事業概要	主体		主な特例措置
		上段：計画作成主体		
		下段：事業実施主体		
軌道運送高度化事業	定時性、速達性及び快適性に優れた軌道運送を確保する事業	事業者	事業者	○軌道法の特例（法§10①及び②） ・計画認定による軌道事業の特許のみなし取得（軌道整備事業と軌道運送事業に分けて特許のみなし取得可） ○地方債の特例（法§12）
道路運送高度化事業	定時性、速達性及び快適性に優れた道路運送を確保する事業	事業者	事業者	○道路運送法の特例（法§15） ・計画認定による事業許可等のみなし取得 ○地方債の特例（法§17）
海上運送高度化事業	定時性、速達性及び快適性に優れた海上運送を確保する事業	事業者	事業者	○海上運送法の特例（法§20） ・計画認定による事業許可等のみなし取得
鉄道事業再構築事業	継続が困難又は困難となるおそれのある鉄道事業について、経営改善を図りつつ上下分離等の事業構造の変更により存続を図る事業	地方公共団体・事業者共同	事業者	○鉄道事業法の特例（法§25①及び②） ・計画認定による事業許可等のみなし取得（地方公共団体が鉄道線路を保有して運行事業者に無償で使用させる場合には、計画認定の審査に際して、経営上の適切性の審査を要しない）
地域公共交通利便増進事業【新設】（改正前：地域公共交通再編事業）	地域公共交通ネットワークの再編策や、ダイヤ・運賃などの改善により、利便性の高い地域旅客運送サービスの提供を図るための事業	地方公共団体	事業者	○鉄道事業法・軌道法・道路運送法・海上運送法の特例（法§27の18～法§27の21） ・計画認定による事業許可等のみなし取得、乗合バスの新規参入に係る特例 ・一般乗合旅客自動車運送事業に係る計画阻害行為の防止 ・自家用有償旅客運送者による少量貨物の運送の特例
貨客運送効率化事業【新設】	旅客運送事業者による貨客混載運送の導入を円滑化することで、継続的な地域旅客運送サービスを確保する事業	事業者	事業者	○鉄道事業法・軌道法・道路運送法・貨物自動車運送事業法・貨物利用運送事業法の特例（法§27の10～法§27の15） ・計画認定による事業許可・事業計画変更認可等のみなし取得、運輸に関する協定のみなし取得
地域旅客運送サービス継続事業【新設】	地域公共交通の維持が困難と見込まれた場合、公募により新たなサービス提供者を選定し、地域旅客運送サービスの継続を図る事業	地方公共団体	事業者	○鉄道事業法・軌道法・道路運送法・海上運送法の特例（法§27の4～法§27の7） ・計画認定による事業許可・事業計画変更認可等のみなし取得、廃止届出を不要とする特例
鉄道再生事業	鉄道事業者と市町村が連携して、事業の廃止届出がなされた鉄道事業の維持を図る事業	地方公共団体・事業者共同	事業者	○鉄道事業法の特例（法§27①～⑤） ・鉄道再生計画作成協議中における廃止届出に係る廃止予定日の延長を容認 ・協議不調の場合、鉄道再生計画の期間後一定の場合に廃止届出から廃止までの必要期間を短縮等

② 新モビリティサービス事業

新モビリティサービス事業は、同法第2条第16号に示された情報通信技術その他の先端的な技術を活用して2以上の交通機関の利用に係る予約、料金の支払その他の行為を一括して行うことができるようにするサービスその他の当該技術の活用により交通機関の利用者の利便を増進するサービスを提供する事業となります。

MaaSなどの新たなモビリティサービスを実施しようとする事業者は、新モビリティサービス事業に係る事業計画を作成し、国土交通大臣の認定を受けることができ、認定された事業計画に基づく事業については、交通事業者の運賃・料金の届出手続きが簡素化されます。

新モビリティサービス事業計画

事業者が作成

<記載事項>(法第36の2、施行規則第44の2)

- ① 実施区域
- ② 事業の目標
- ③ 事業の内容
- ④ 実施予定時期
- ⑤ 事業実施に必要な資金の額・調達方法
- ⑥ 事業実施に必要なデータ連携に係る事項
- ⑦ 新モビリティサービス事業と連携して実施される事業がある場合には、当該事業に関する事項
- ⑧ その他新モビリティサービス事業の運営に重大な関係を有する事項がある場合には、その他事項

大臣認定

運賃・料金に係る行政手続きのワンストップ化

4-5 個別プロジェクトの実施プログラム

計画目標の実現に向け、市民、事業者、行政が連携し、施策毎の個別プロジェクトに取り組んでいきます。

		プロジェクト	スケジュール	
			2023 (R5) ~ 2030 (R12)	
目標 1 【公共交通体系づくり】	施策 1	1-1 新駅設置（郡山駅～安積永盛駅間）の検討 ◆新駅設置事業（郡山駅～安積永盛駅間）の検討	検討	整備
		1-2 公共交通（鉄道、路線バス、高速バス等）の乗継強化 ◆郡山駅東口の乗継環境の強化、◆東北新幹線及び在来線の路線間乗継強化	検討	推進
		1-3 鉄道駅周辺の交通アクセスの充実・強化 ◆安積永盛駅周辺のバリアフリー化検討、◆郡山駅西口のペDESTリアンテック整備推進	検討	整備
		1-4 路線バスの経路、ダイヤ、バスベイ等の検討 ◆路線バスの効率的運行の検討、◆バス専用レーン等の環境向上の検討	検討	整備
		1-5 パーク&ライド、サイクル&ライド等の検討 ◆パーク&ライド、サイクル&ライドの推進		推進
		1-6 観光周遊などの観光分野と連携した取組の推進 ◆わかりやすい道案内の取組推進、周遊型観光コースと連携した交通手段検討		推進
	施策 2	2-1 路線バスの運行確保・充実 ◆路線バス運行補助等の支援、◆みんなで支える取組体制の整備検討など	検討	推進
		2-2 デマンド型交通の機能強化 ◆乗合タクシーの運行改善・強化検討、◆タクシー関連のDX化推進	検討	推進
		2-3 地域に合った旅客運送サービス導入の検討 ◆路線バスに代わる移動手段検討、◆湖南地区における移動手段検討	検討	整備
		2-4 乗継・待合環境の改善・整備 ◆停留所の上屋・ベンチの設置検討、◆案内表示の多言語化の推進など		推進
		2-5 バリアフリー車両の導入促進 ◆ノンステップバスの導入促進、◆UDタクシーの導入促進		推進
	施策 3	3-1 高齢者の公共交通利用に関する事業推進 ◆公共交通利用に関する高齢者支援事業の推進、◆交通弱者等への支援		推進
		3-2 福島空港の利活用推進 ◆空港からのアクセス維持・確保、◆空港関連のDX化推進など		推進
		3-3 エコ通勤、ノーマイカーデー等の推進 ◆エコ通勤の推進、◆ノーマイカーデー等その他公共交通利用の促進		推進
		3-4 公共交通利用に関する教育実施 ◆バスの乗り方教室の実施、◆きらめき出前講座による情報提供など		推進

		プロジェクト	スケジュール		
			2023 (R5) ~ 2030 (R12)		
目標 2 【道路づくり】	施策 4	4-1 環状道路網を優先した幹線道路の整備促進 ◆環状線等街路整備事業の促進、◆幹線道路新設改良舗装事業の促進など	整備		
		4-2 道路混雑箇所に関する軽減方策の検討 ◆渋滞対策に関する方策検討、◆交通渋滞対策事業の促進など	検討	整備	
		4-3 長期未着手都市計画道路の見直し検討 ◆長期未着手都市計画道路の見直し検討	検討	整備	
	施策 5	5-1 公民協奏による居心地が良く歩きたくなる空間の創出 ◆エアプラットフォーム構築の検討、◆市街地再開発事業の推進など	検討	整備	
		5-2 公民が連携したバリアフリー化の推進 ◆バリアフリー化に関する取組推進、◆バリアフリー化の提案制度活用推進など	推進		
		5-3 災害に強く快適で歩きやすい無電柱化道路の整備推進 ◆無電柱化促進事業の推進	整備		
	目標 3 【自転車・歩行空間づくり】	施策 6	6-1 自転車レーン・歩道の整備推進 ◆自転車レーン・歩道の整備推進、◆通学路安全対策事業の推進など	検討	整備
			6-2 (仮称) 郡山市自転車活用推進計画の策定検討 ◆(仮称) 郡山市自転車活用推進計画の策定検討	検討	推進
		施策 7	7-1 シェアサイクル、レンタサイクル等の事業支援 ◆シェアサイクル、レンタサイクル等の取組支援、◆サイクルポート整備に関する支援	推進	
7-2 サイクルツーリズムの推進と来訪者への情報発信 ◆猪苗代湖サイクルツーリズムの推進			推進		
目標 4 【新たなサービス】		施策 8	8-1 MaaSの導入に関する可能性の検討 ◆MaaS導入の検討組織の設置検討、◆MaaSのシステム導入可能性の検討	検討	整備
	8-2 スマートフォンを活用したモビリティサービスの取組の推進 ◆スマートフォンを活用した交通サービス向上の推進		検討	推進	
	8-3 環境に配慮したモビリティサービスの推進 ◆次世代自動車技術を活用した交通支援の検討、◆電気バスの運行システム開発検討		推進		
目標 5 【連携】	施策 9	9-1 持続的な移動サービス創出可能性の検討 ◆地域の輸送資源を活用した移動サービス創出検討、◆福祉有償運送の検討	検討	推進	
		9-2 市民・事業者・行政が連携したバリアフリー化の推進 ◆バリアフリーに関するソフト対策の推進、◆優先席等の適正利用の広報啓発推進	推進		